

社会保障運動に関する若干の問題

下 田 平 裕 身

I 日本の「社会保障」概念における 理想主義と観念主義

わが国において、「社会保障」という概念は、今日なお、この言葉の輸入以来の観念的な性格を十分に払拭されていないように思われる。それは、たんに研究者の間での学問的な定義なり、理論構成なりが確立されていないといった意味においてではない。重要なことは、実践的な運動を通じて、今後いかに日本の「社会保障」の現実とその概念とが構築されていくかという点にあるが、このような運動の次元での、より具体的には、官公労働者・大企業労働者によって主導されるわが国労働運動における「社会保障」概念の理解において、なお観念的、抽象的な性格が強くとどめられていることが重視されるのである。

ここで、このような運動の次元における「社会保障」理解の観念性について、さしあたって、それが、社会保障にかかわる、いわば一種の理想主義的ないし理念主義的理解ともいうべき傾向と結びついていることに注意したい。社会保障とは、いうまでもなく、本来的に社会的な性格をもっている制度である。それは、賃金が個別の労働者に属し、すぐれて個別的な性格を持つ範疇であるのに対して、このような賃金の個別性（一般的には、資本主義的所得の個別性）を超え、個別の企業、職業、産業を超えた範囲で行われる労働者の生活の保障についての制度であり、さらには労働階級のみならず、自営業従事者などその他の国民諸階層をも包含して、その生活を保障しようとする制度である。この点への着目にかかわって、社会保障について究極的に追求されるべき目標とは、〈すべての〉労働者が、さらには、〈すべての〉国民諸階層が、平等にその「健康で文化的な最低限度の生活」を保障されることである——とする理念がう

ち立てられることになる。もともと日本における社会保障概念はその輸入の出発点において、このような理念をその本質的な属性として伴っていたことが注意されねばならない。周知のように第2次大戦直後の一般的な理想主義的風潮のなかで、憲法第25条の宣言が行われ、社会保障制度審議会の昭和25年勧告に代表されるいくつかのあるべき社会保障体系が構想されたとき、その根底に息づいていたのは、上のような理念であった。たとえば、25年勧告の前文は、次のように述べている。

——「日本国憲法第25条は、(1)『すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』、(2)『国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない』と、規定している。これは、国民には、生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これは、わが国も世界の最も新しい民主主義の理念に立つことであって、これにより、旧憲法に比べて国家の責任は著しく重くなったといわねばならぬ。」(同審議会「社会保障制度に関する勧告」前文。傍点引用者)

由来、このような意味での理想主義は、わが国の一般的な社会保障理解において根強く存在し続けてきたように思われるのである。昭和20年代前半にあらわれたいくつかの壮大な構想は、その後の現実の展開のなかでつぎつぎに葬り去られていったのであるが、社会保障制度審議会は、一貫して上のような理念を守り、現実には抗し続けようと努力した。そのような意義は、しだいに薄れることになったとはいえ、この息の長い稀少な審議会の活動は、わが国の社会保障理解における理想主義の主要な表徴となってきたといってもさほど過言ではない。

ところで、このように、すべての国民、あるいは、さしあたって少なくとも、すべての労働者につ

いて、最低限度の生活保障がなされるべきであるとする理念は、運動の次元においては、あるべき社会保障闘争の姿とは、個別の企業、職業、産業などの労働者が一次的に所属する集団を超越した次元での、労働者としての“連帯(solidarity)”を確かめ、さらには労働階級以外のすべての被支配階級との“連帯”を確かめつつ推進されるものとならねばならない——というかたちで、より積極化されてあらわれることになる。このようにして、労働運動にとっての社会保障の目標とその闘争の在り方についての理解は、とりわけわが国においては、すべての労働階級の連帯、また、すべての被支配階級の連帯を志向するという積極的な理想主義への方向性をもっているのである。

ここで、問題が、このような理想主義の根強い存在それ自体にあるのではないことは、いうまでもない。しかしながら、社会保障に即しての、すべての労働階級の連帯、さらには、すべての被支配階級の連帯という理想への志向が、このような理想に至るべき現実的な経路についての展望を欠くとき、それは著しく観念的な性格を帯びることにならざるをえない。わが国においては、とくに社会保障にかかわる上のような理念は、賃金闘争、企業福利施設闘争の在り方などに強くあらわれた労働運動における個別企業主義についての反省に結びつけられ、このような個別企業主義の対極的な理念として理解されることになったという事情が重要である。社会保障闘争が内在的にもつ上のような連帯への志向は、昭和20年代後半以降強く意識されはじめた労働運動における個別企業主義の克服にとって、一つの重要な可能性を示すものとして着目されたのであった。しかしながら、この場合、明示的にせよ黙示的にせよ、それは、現実を展開しつつある労働運動にとっては、いわばその外側からの、あるいは異なる次元からの“救い”として理解される傾向が強かったように思われるのである。いいかえれば、社会保障闘争は、賃金闘争を基軸とする労働運動から切り離された運動として設定され、その局面においては個別企業主義を脱却した理想主義的な運動として追求されようとしたのであり、このことが、また労働運動に

おける個別企業主義の止揚にとっての契機となることが期待されたのであった。

しかしながら、社会保障闘争が賃金闘争を基軸とする全体としての労働運動から切り離して考ええないことは自明であり、上のような理解においては、社会保障闘争のもつ全労働階級の連帯への志向は、観念的なものとならざるをえない。ここで、このような観念主義の克服は、社会保障闘争を、労働運動とは異なる次元に立つ新たな運動として設定することではなく、現実の個別企業主義的な労働運動から出発し、社会保障制度における全労働階級の連帯へと至る現実的な経路を発見する努力によってのみ可能であろう。社会保障闘争のもつ社会的性格それ自体が、ただちに、労働階級の連帯を、また被支配階級全体の連帯をあたえるわけではないのである。

II 運動の目標：“あるべき社会保険”の構築か、社会保険の否定か

他方において、上のような理想主義の根強い存在にもかかわらず、あるいは、むしろ理想主義がたんなる理念にとどまり、運動の次元では十分に深められなかった結果、現実の日本の社会保障は、きわめて複雑なかたちで展開した。ここでは、そのような作業を行う余裕はないが、現実の展開が、20年代前半における理念とその上に立つ具体的な構想からいかに乖離していったかは、社会保障制度審議会がこの20年間社会保障の展開の歴史におけるさまざまな屈折に際して提出した数多くの答申・勧告の跡をたどることによって、かなりの程度まで把握することができよう。もとよりこの審議会の立場が絶対的な“理想”を体现しているというのではなく、またこの審議会の抱く“理想”も微妙に変化してきていることを認めねばならないにせよ、20年代後半以降なおしばらくの間の審議会は、前述のように、わが国の社会保障理解における理想主義の表徴としての役割を担ってきたのである。

ところで、われわれは、戦後20年間において、まがりなりにも、さまざまな社会保障制度の蓄積が進行したことを十分に認識せねばならない。保

障の絶対的な貧弱さを問わないならば、国民皆保険という状況が現出し、われわれの眼前には、わが国なりの社会保障体系があたえられているのである。今やあるべき社会保障の理念と現実との距離を嘆じているときではない。むしろそれがいかなるものであるにせよ、われわれは、戦後20年間の制度の蓄積それ自体から出発し、そこから、理想的制度に至る現実的な経路を見出さねばならないのである。最近に至って、社会保障制度の現状への批判が、とりわけたんに部分的な批判ではなく、総体的な批判としてますます強行われつつあることは、きわめて当然のことであろう。このような批判の努力によって、従来の理念主義の克服の契機もあたえられることになるというてよい。

ここで重要なことは、現在の日本の社会保障体系に対する批判は、まずその基軸となっている社会保険制度に向けられねばならないということである。このことは、いわば自明のことであるが、従来の日本の社会保障運動の関心が、生活保護制度の問題に著しく傾斜してきたことを忘れてはならない。この点については、いくつかの理由が考えられる。まず、第2次大戦直後、憲法第25条の宣言が行われた風潮のなかで、そこに盛られた理念と直結し、それを体现するようなかたちで、生活保護制度が最初に形成されたという事情がある。また、社会保険の貧困さによって、わが国では、生活保護制度が社会保障体系のなかで特異な意味をあたえられているという問題がある。被保護層のみならず、生活保護基準線近辺の貧困層、いわゆるボーダー・ライン層が大量に存在する一方、このような階層の生活を有効に保障する保険制度が不在であるゆえに（一般的には、社会保険が全体として有効に組織されておらず、これによってナショナル・ミニマムを確保するという機能を十分に果たしていないことのゆえに）、この階層にとっての生活保護は、最後の依拠手段であるばかりでなく、また唯一の生活保障制度となっているのである。だが、この事情は逆に、組織労働者（かれらの大部分は、相対的に良質な、しかし下層労働者には参加を閉ざした社会保険に組織されているのである）の運

動が、かれらより下層の中小企業、日雇、家内工業などの労働者との統一を求めるような運動としては、十分に行われなかったことと密接に関連しているというてよい。さらにまた、わが国の社会保障運動における生活保護重視には、社会保険自体の否定と社会保障費用のすべては、国家と資本家によって負担されるべきだとする国際的な主張が微妙に重合しているように思われるが、この点については、のちにふれよう。ただ、いずれにせよ、わが国においても、社会保険制度が、社会保障体系の中核であることはまぎれもない事実であり、批判は、現在の社会保険の在り方から出発しなければならない。しかし、現在までのところ、社会保障運動が、当面、社会保険に対していかなる対処をしていくかについて、議論はきわめて大ざっぱな水準ですら、煮詰められていないように思われるのである。ここで、一つの例をあげるならば、現在の日本の社会保険の在り方に対する批判のうち、もっとも主要なものは、周知のように、それが労働者と非労働者の区分のみならず、労働階級内部の各階層毎にも分断された構造をもっているため、すべての国民諸階層についてはもとより、すべての労働者についても、最低限度の生活を有効に保障する制度とはなっていないというものである。——たとえば、健康保険についてみると、大企業および官公労働者層は、個別企業毎に、ないしそれに準ずる範囲で健康保険組合を組織しているが、より下層の中小企業労働者は、政府管掌保険に加入している。さらに、日雇労働者は、日雇労働者健康保険に、それ以外の家内工業労働者などは、自営業就労者とともに、国民健康保険に組織されるというかたちになっている。このような諸保険集団は、互いに封鎖的であり、相互の交流は行われない。上層の労働者階層では、相対的に高い保険料を支払い、グレイドの高い給付を受けているが、より下層の保険集団＝政府管掌健保、日雇健保、国民健保などにおいては、低所得からくる保険料負担能力の低位のゆえに、そもそも有効な保険として成立する基盤を欠いている。低保険料に見合って、給付内容が劣悪であるのみならず、そのように低位な給付支出によって

すら、赤字を招来し、保険財政は危機に瀕している。以上を通じていえば、社会保険による所得再分配は、封鎖的な各保険集団の内部では行われているが、すべての国民、少なくともすべての労働者を通じてさえも行われておらず、ナショナル・ミニマムの保障を十分に果していない。それどころか、逆に、不安定な生活に苦しむボーダー・ライン層を再生産する役割を果している——という批判である。この批判は、必ずしも新しいものではないが、現在もなお、社会保険の現状に対するもっとも鋭い批判としての意義を喪っていないといつてよい。ただ、ここで十分に注意しておかねばならないのは、この批判が、その基礎にもっている含意である。ここでは、ビヴァリッジによって理論的に確立されたような、ナショナル・ミニマムを有効に保障するはずのイギリス型の社会保険が一つの理想型として想定されており、日本の社会保険が、このような理想型から偏倚していることが問題となっているのである。したがって、日本の社会保障が到達すべき当面の目標とはこのような偏倚を正し、具体的には、階層毎に組織された、互いに封鎖的な各保険集団を一つの保険集団に編成し、有効な所得再分配を可能にするという作業によって、あるべきビヴァリッジ型の社会保険を構築するという点におかれることになる。事実、このような目標は、昭和20年代前半に提起されたいくつかの体系的構想が追求しようとしたものであり、以後社会保障制度審議会によって保持されてきたのである。だがここで現段階の社会保障運動の目標が、上のような理想型的な社会保険を構築するという点におかれているのかというと、決してそのようには断言できない。他方において、われわれは、たとえば、社会保障の費用のすべては、国家と資本家によってのみ負担されるべきであるとする急進的な主張の存在を無視してはならないであろう。このような主張は、とくに1953年のウィーン国際社会保障会議において確認されて以来、一つの国際的な社会保障理解の潮流として存在するし、また、わが国の社会保障運動にも、根強い影響を与えているといつてよい(ウィーン会議で採択された「社会保障綱領」は、「一般

に、社会保障の費用は、国家または雇主、あるいはその両者の負担にさせるべきであって、被保険者から掛金を一切とってはならない。現在、労働者が掛金を払っているところでは、その引上げをゆるしてはならないし、労働者の要求に応じて、それを引下げ、そして廃止するのにあらゆる努力をかたむけねばならない」と述べている)。この社会保障費用の国家・資本家による全額負担という要求は、いうまでもなく、現在の社会保障の支配的な形態であるところの雇用主・労働者の二者、もしくは、国家・雇用主・労働者の三者負担に基礎をおく社会保険制度の否定を意味するものである。しかも、それは、たんに社会保障の費用も、賃金以外の形態をとる労働力再生産のための費用である限り、当然に雇用主と国家が負うべきだとするような理念的な要求にとどまらず、むしろヨーロッパ諸国を初めとして生じつつある国際的な社会保険制度の危機的状況を反映するというすぐれて实际的な背景をもっているように思われる。ただ、この主張は、現在の支配的な社会保険制度の否定に至る实际的な論理を伴わなければ、現実的なものとはなりえないであろう。社会保険の否定にかかわるさまざまな問題が十分に検討されずに、たんに保険料の労働者負担分の引下げ・廃止の要求にとどまる限り、上の主張は、矮小化された、観念的なスローガンに終ることになる。少なくとも、わが国においては、現行の社会保険否定の主張は、なお十分に深められていないといつてよい。

ともあれ、現在の日本の社会保障運動の目標の設定において、なお社会保険があるべき姿において成立していないとする把握と、国家・雇用主・労働者の三者負担による社会保険制度は今や破綻しつつあると捉え、それを積極的に否定しようとする要求とが微妙に重合しているように思える。これらの二つの目標の存在と、両者の連関についての問題は、現在までのところ、なお十分に自覚されてはいないといつてよい。この問題は、日本の社会保障運動の展開過程において避け難い問題であろうが、ただちになんらかの回答があたえられる性格のものでないことは明らかである。われわれにとって、なによりもまず必要なことは、現

在の社会保険制度の在り方に対する批判をさらに深めることであろう。

III 社会保険の成立における旧来の ヴォランティアズムの放棄と「官僚化」

ところで、冒頭に述べたように、社会保障運動が、労働階級の、さらには被支配階級一般の連帯を志向する性格をもつという点についての理念的な理解は、このような連帯が運動を通じてただちにあたえられるかのような印象を伴っていた。たとえば、社会保障に即しての労働者の連帯に密接にかかわるものとして、その運営における労働者の主体的な「参加」の要求が提出される。だが、この要求における「参加」の概念は、社会保険成立以前の生活運動の基礎となり、連帯の基礎となっていたヴォランティアズムがすでに社会保険組織においては実質的に放棄されているという問題についての十分な自覚を欠く点で、安易さを免れないように思える。あたかも「参加」の要求によって、放棄された旧来のヴォランティアズムがそのまま取りもどせるかのような幻想が存在するのである。この点においても、今後、運動の次元において、社会保険制度の成立とその一般化のもつ意味が、さらに解明される必要があろう。

かつて、自由主義時代の労働者と労働組合は、労働者自らの努力によってのみ、生活上の一切の事故から自らを守ろうと試み、また、そのことを誇りとしていた。それが、現実には、特権的な熟練労働者においてのみ成功的に行われたにせよ、自らの生活は自らの力で支えるべきであるという考え方は、すべての労働者にとってのいわば規範として通用していた。このような考え方は、自主的な運動の方向へ向い、19世紀のイギリスにおいては、特権的な熟練労働者の職能別組合ばかりでなく、それ以外のより下層の労働者も、かれらなりに、傷病や死亡事故に備える友愛組合、疾病クラブ、葬儀組合などを組織し、参加していたのであった。したがって、この段階における労働者の生活運動におけるヴォランティアズムとは、自助(self help)と結びつき、自助のための自主的な運動を推し進めるという意味に等しかったのである。

さらに十分に注意しておかねばならないのは、このような運動が、職業的、地縁的また宗教的關係を絆とするかなり狭い範囲の労働者社会に依拠して行われたということである。熟練労働者の労働組合はむしろのことであるが、友愛組合の基礎単位である支部(lodge ないし court と呼ばれていた)が、「互いに顔を十分に見知り合った範囲」で組織され、一種の地域的な労働者社会を形成していたことは、広く知られている。

社会保険は上のような意味でのヴォランティアズムの放棄の上に成立した制度である。19世紀末から20世紀初めにかけての労働組合の共済活動の破綻が社会保険の成立をもたらしたとする通常の世界社会保険史の説明は、このヴォランティアズムの放棄の意味を十分に解明していないように思われる。たしかに熟練内容の急速な変質、労働市場の構造変化、慢性不況に伴う組合財政の危機などに起因する共済活動の破綻が、労働運動に社会保険の要求の政策をとらしめたとする説明は、社会保険成立の有力な要因を指摘するものといってよい。だがこの説明によっては、社会保険(たとえば、イギリスの1911年国民健康保険法参照)が、労働組合組織の範囲をはるかに超えて、ほとんど全労働階級を組織することになった意味を説明しえない。またこの関連においては、労働組合の共済機能の破綻と、労働運動の社会保険制度への順応には、微妙な断絶があることを見落している。機能の破綻は、ただちに、社会保険への要求の運動へと接続したわけではない。この場合において旧来の労働運動は、社会保険制度の成立によって喪うものの大きさを熟慮しなけりばならなかったのである。イギリスでは、1911年の国民健康保険制度が成立する前夜においてさえ、ウェップ夫妻は、このような強制的社会保険に否定的であり、その成立の可能性を疑っていた。それは、労働組合や友愛組合などの自主的な運動の広範な存在が、強制的な社会保険と矛盾すると考えたからである。アメリカでは、1910年代の S. ゴンパースに率いられた労働運動は、強制的社会保険の導入に激しく反発した。ゴンパースは強制的社会保険の構想を、直截に労働運動に対する国家支配の問題として捉

え、それは、個人の自由とヴォランティアを侵すことになると考えた。かれは、「強制的社会保険は、階級差別を固定し、賃労働者が、自分の労働力を完全に支配することを可能にしてきたようなさまざまな自主的な組織 (voluntary institution) を破壊」することになり、また「労働者の家庭とその生活の中に、政府の監督官とスパイの出入を許すことになる」と述べ、「賃労働者は、自由を喪うよりは、自らの健康を改善することを放棄する」とさえ叫んだのである。アメリカの労働運動が、強制的社会保険の発想に順応していったのは、1930年代のことであり、それも旧型の職業別組合によってではなく、新たに発展した産業別組合によって果されたのであった。

上のような個人の自助を基礎にしたヴォランティアが崩壊せざるをえなかったことは、一つの歴史的必然であったと考えられる。この点について、自助の運動がしだいに展開していくなかで、組織が大規模化するとともに、“官僚化”の傾向を生ずるという変質が忍びよっていたことが注意されよう。19世紀後半において、イギリスの友愛組合は、著しい発展を遂げたが、それは、小数の友愛組合が大規模化するというかたちで行われた。イギリスの友愛組合は、19世紀末年に、約208万人を組織していたが、半数近くが、それぞれ60～80万人の組合員を擁する二つの巨大組合 (Independent Order of Oddfellows と Manchester Unity) に、残りの大半が、10万人以上の組合員をもつ大組合に組織されていた (数字は男子についてのみ)。組合の大規模化は、保険原理の作用をより効果的に働かしめるようになり、事故補償の機能を確実で、合理的なものとした。だが、それとともに、狭い地域社会の地縁的、職縁的な信頼関係に基礎をおき、クラブ的機能を果していた地域支部の意味が喪われていったことに注意せねばならない。支部の大規模化とともに、その独立採算主義が崩れ、経営は、中央集権化され、職業化されるという過程が進行した。友愛組合運動は、自主的な運動から、大規模なかつ官僚化された保険組織に特化していったといつてよい。とくに、このような傾向は、大工業都市地域において生じたことが重要で

ある。

上のような動向は、19世紀後半から20世紀初めにおける大量の半熟練労働者・一般労働者の都市における蓄積に深く連関しているように思える。これらの労働者の急速な集中のために、たえざる都市の膨張が生じ、旧来の生活運動の絆となっていた地域社会は崩壊することになる。労働者は、都市社会の孤立的な一員として、自らの生活の安定のために努力するが、それは、もはや自生的な運動としては成立しない。大友愛組合は、互いに切り離された個人の生活上の努力を、たんに機能的に吸いあげるにすぎぬ官僚化された組織となり、もはや労働者の主体的な運動とはいえないものとなる。——以上のような変化が19世紀末のイギリスにおいてドラスティックに生じたとは必ずしも考ええないが、少なくとも徐々にせよ着実に進行したといつてよい。1911年の社会保険制度は、大友愛組合の発達によって表現されている労働者生活の大規模な、官僚化された組織化の追認であったともいえるのである。それは、他面において、地域社会の絆が崩れ去り、マス化された都市社会における住民生活に適合した機能的な組織化であった。

ここで、上のような大友愛組合による都市労働者の生活の機能的な組織化——社会保険によるかかる組織化の継承が、狭義の労働運動の影響をはるかに超える広範な範囲で行われたことに十分に注意したい。社会保険は、労働組合に組織されない、また、地域社会の絆からも切り離されている大量の半熟練、一般労働者を組織したのである。旧来の熟練労働者を中心とする労働組合運動は、マス化した都市社会の住民としての労働者の生活問題に、十分な対応を欠いていた。このように労働運動が浸透しえなかった大量の未組織分野に、国家が進出し、官僚的、機能的に組織しようとしたところに、社会保険制度の重要な意義があるといつてよい。職業別組合が、強制的社会保険の構想を、労働運動に対する国家支配の問題として捉え、自らのヴォランティアを守ろうとしたことは、きわめて当然の対応であった。しかし、このような抵抗は、労働組合運動の浸透しえない範囲

で生じた自助運動の官僚化に象徴されるような巨大都市社会における問題を自覚し、それに対応しえなかった限り、逆行的なものでしかなかった。

社会保障運動に即しての労働階級の連帯、さらには被支配階級の連帯は、運動がその参加者の自主的な契機を基礎として展開されない限り、生じえないことは自明であろう。現在提起されているような社会保険の運営における「参加」の要求は、生活運動を自主的な運動として再生させるためには、なお深められねばならないように思われる。「参加」は、官僚化され、機能的に特化した組織としての社会保険制度をいかに克服するか、そのための基礎としての新たな意味でのヴォランティアズムをいかに開発するのか、という展望を含んだ概念とならねばならない。さもないければ、「参加」の要求は無内容な幻想でしかあるまい。このことを別の側面からいえば、労働組合に組織されたより上層の労働者によって主導される労働運動は、国家によって、官僚的にかつ機能的に組織された都市の未組織労働者の社会保険組織にいかに対応し、これを止揚していくかという問題である。

IV 日本における特殊的問題

日本における社会保障をとりわけ運動の次元において考えるばあいに見落されてきた重要な観点は、日本の労働者社会の形成における特殊性の問題——一般的には、日本の近代都市社会の形成における特殊性の問題である。この点は、上にみたような労働者の生活運動における旧来のヴォランティアズムの喪失と社会保険組織における「官僚化」「機能化」の傾向を、日本において、きわめて直截なかたちで現出せしめることになったと考えられるのである。

日本における労働者社会の態様について、従来いかに論じられてきたかを一義的に整理することは難しい。だが、まず日本の労働者社会が、直接間接に、農村社会との恒常的な連関をもってきた、あるいは、より直截に、日本においては、労働者社会と農村社会とは重合しあった存在であっ

たとする見解が根強く存在することを指摘できよう。なお、この二つの社会の連関・重合には、(イ)労働者家計と自営農業家計が合体して一つの世帯を構成するケースが多く、日本の労働者世帯のもっとも重要な典型をなしている、(ロ)労働者は、生涯的な労働者として存在するのではなく、自営業（とくに、農業）層との間を流動しあっている、(ハ)以上のような結果として、農村家族の構成原理が、そのまま都市の労働者社会に移しかえられている、などのさまざまな側面からの指摘がある。日本の労働者社会について第2に強調されてきたのは、それが、独占的大企業によって直接間接の支配統制を受けているという指摘である。この場合、もっとも具体的には、それ自体が大企業によって設立されたものであり、労働者生活の経済的な側面のみならず、社会的・文化的な側面までも企業によって規制されているという地方的なカンパニータウンがイメージされているといっていよい。さらに、この見解によれば大都市地域でも、地方のカンパニータウンに準ずるような企業別の労働者社会が存在していると考えられることになる。いずれにせよ、この見解は、労働者住宅から日用品供給に至るまでの企業による現物福利施設の水準の高さを物的な証左として強調する。

ここでは、上のような通説的見解に直接的な論評を加える余裕はないが、ただ、指摘したいのは、まず、上のような労働者社会観が、もっぱら独占的大企業の労働者を念頭におき、そこにおける労使関係論からの系論として付随的に構成されたものであるということである。しかし、日本の労働者社会の流動性がきわめて高かったことを認めるとき、上のような視野の限定は著しい危険性をもっているといわねばならない。そこで、上のような視野の限定から解放されて総体としての労働者社会の形成を考える場合、まず、一義的に認識されねばならないのは、労働者の蓄積は明治期以来一貫して著しい高速度で行われたこと、しかも、それは、労働者の過半がすでに早くから少数の大都市、とくに東京・大阪という二つの巨大都市とその周辺部に集積するというかたちで行われたという事実である。従来の理解が必ずしも自覚

的ではないにせよ、地方の中規模都市を、日本の都市社会の、また労働者社会の典型と考えてきたことを考慮するとき、上の事実は十分に強調されねばならない。たしかに、一方で大都市を離れて地方に立地しているカンパニータウンの存在を認めるにせよ、少数の大都市、とくに東京・大阪というマス化された巨大都市社会に依って形成された労働者社会についての理解を深めることが、まず必要であると考えられるのである。

明治以来、労働者は少数の大都市へのたえざる集中を続けたことによって、これらの都市社会は、つねに急速に膨張しつつあり、また著しく流動的であり、その内部に定着的な地域社会(community)を十分には形成せしめないという特異な、またすぐれて現代的な性格をもつことになったのである。都市社会内部の高い流動性は、さまざまな方向性を含むものであった。たしかに、労働者が生涯の後半を自営業（とくに農業）層へ復帰するといった行動が存在したにせよ、それが多くの流動の方向性のうちの一つ以上のものであると主張するためには、現在なお証明が不足しているといわねばならない。いずれにせよ、われわれにとって、日本の労働者社会のたえざる膨張と流動を認識することが一義的に重要なのである。

このようななかで、日本の労働者は、地域社会の絆を基礎にしたヴォランティアズムを十分には展開せしめえなかった。そのような芽生えが存在したにせよ十分に成長しえないままに、激しい労働者社会の膨張と流動のなかで、消滅してしまった。この結果労働者は、早くから巨大な都市社会のなかで、あらゆる絆から切り離された孤立的な存在として生活せざるをえなかった。この場合において、労働者の生活上の努力は、自主的な運動への方向性をもたず、個人的な努力として拡散する傾向をもつ。以上のようにして、生活における個人主義の根強い存在は、日本の都市社会における生活態様の著しい特徴をなしてきたといつてよい。郵便貯金、簡易保険、銀行預金などの形態における個人的な小額貯蓄の著しい普及は、生活における個人主義的な処理の性向がきわめて高いことを物語っている。たとえば、郵便貯金預人員は、

明治45年に、1,119万人であり、大正10年、2,353万人、昭和5年、3,541万人に達していた。また、簡易保険契約件数は、大正10年に、308万件、昭和5年では、1,563万件、昭和10年、2,376万件であった。このような動向は、第2次大戦後も、大きな変化は生じていないようにみえる。とくに、最近では、昭和30年代のいわゆる高度成長期において、全般的な所得の増大と生活内容の改善が行われたが、この過程において、都市社会の住民の生活保障についての態度が、必ずしも社会的な制度への志向に向わず、むしろ個人主義的な処理への志向を強める傾向を示していることが、いくつかの調査によって確かめられている。ちなみにこのような都市生活における個人主義的志向を把握し、巧みに組織したのは国家であった。前述の郵便貯金制度、簡易保険制度などの著しい成功は、その好例である。

ところで、生活上の努力は個人的な努力として拡散するのみで、自主的な生活運動が蓄積されないという状況のもとで設定された社会保険制度は、著しく官僚的な性格を帯びることにならざるをえなかった。なぜなら、社会保険に組織された労働者（ないしその他の階層においても）は、自主的な運動の成熟という土壌を欠くゆえに、互いに切り離された個人として連帯の基盤も存在しないままに、国家によって受動的に組織されることになったからである。以上のようにして、日本の社会保険制度は、それに即してのヴォランティアズムの不在と「官僚化」傾向を本来的に伴っているのである。あるいはいいかえれば、日本の社会保険において、社会性は本来的に存在しない。たとえば、しばしば指摘されるように、日本の社会保険においては、保険意識がきわめて稀薄である。この場合の保険意識とは、第1に、自らの保険料の支払いによって、それに見合う給付を受けるという自助の意識、また、自らが支払う保険料に見合う当然の給付を請求するという権利の意識、第2に、保険集団という社会的組織によって、参加者が相互に扶助しあっているという連帯の意識である、と展開してよいであろう。ところでわれわれは、運動の次元において、このような意味での社会性

の不在を、いかに理解すべきであらうか。運動の目標は、ただちに、このような社会性の構築へと向うべきなのであろうか。

ここでわれわれは、イギリス型社会保険の成立の意味を今一度想起してみねばならない。参加者が保険料を支払い、それに見合う給付を受けるという点に力点をおきつつ、国家ないし雇用主はその補助者としてあらわれるというイギリス的社会保険形式の意義は、自助組織の形式とそれが培ってきた参加者が相互に扶助しあうという社会的な連帯の意識が保険を組織した主体である国家によって踏襲された点にある。それは、自助を目指す自主的な運動がそれなりの飽和と限界に達したという土壌の上に形成された制度なのである。この意味では、イギリス型社会保険は、特殊な条件のもとにおいてあらわれた制度であることを認識せねばならない。また、イギリス型社会保険における社会性は、組織者である国家が主導的に構築した概念であることに注意する必要がある。それは、本来喪失されたはずのヴォランティアを形式的、擬制的に保持しようとするものであって、なお新たな自主的な運動によって止揚されるべき過渡的な概念なのである。

このようにみれば、日本の社会保険における社会性の不在を、たとえば、個別企業主義、連帯感の欠如などに示される労働者意識の後進性に求め、当面の社会保障運動の目標を、このような社

会性の獲得におこうとすることは、決して妥当ではあるまい。かかる社会性は、それが成立したといわれるイギリスにおいてさえ、止揚されるべきものとして存在するからである。

また、すでに述べてきたように、日本において自助的な運動が十分には展開しなかったことは、労働者意識の後進性によって説明されるのではなく、日本の労働者社会の形成における特殊性に起因する生活上の個人主義によって説明されるべきであらう。むしろ日本における状況は、労働階級の、さらには、一般的に被支配階級の生活と意識の個人主義的拡散というすぐれて現代的な様相を典型的に示しているように思える。地域社会がいち早く崩壊し、自立的な生活運動の蓄積を欠くゆえに、逆に上のような現代的状況が、きわめて直截に、先進的にあらわれることになったと考えうるのである。そうであるとすれば、日本の社会保険における社会性の欠如は、イギリス型社会保険の歴史的過渡性を先進的に物語ることにもなるであらう。この意味では、イギリス型社会保険を十分に定着せしめえなかった日本なりアメリカにおいて、それを止揚して、社会保障における新たな社会性の契機を見出しうる可能性が強く存在することが予想されるのである。少なくとも日本の社会保障運動は、そのような課題を担っているといわねばならない。